

現行計画の個別 27 事業の実施状況と次期計画への継続性評価

1 目的

現行計画においては、各施策について分類を行い、27 の個別事業に整理することにより、施策体系としてまとめている。

個別 27 事業について、計画期間内（平成 29 年度～令和 2 年度）における各施策の進捗状況を総括し、「達成の評価」を行うとともに、次期計画への「継続性評価」を行う。

「継続性評価」を行うことで、個別 27 事業の次期計画における取扱い（継続・見直し・統合・終了等）の判断を行い、今後、新たに盛り込む事業・施策を踏まえたうえで、次期計画の施策体系の検討を行うこととする。

なお、「継続性評価」については、下記 3 及び 4 に示す観点により行うこととする。

2 事業の実施状況（実績）の達成評価

A：着実に進行し、効果が見られる事業

B：進行が十分でなく、効果があまり見られない事業

C：進行がほとんどなく、効果が見られない事業

－：評価を行うことが出来ない事業

現行計画個別 27 事業 達成の評価結果				
評 価	基本方針 1 【事業 No.1～9】	基本方針 2 【事業 No.10～17】	基本方針 3 【事業 No.18～27】	合計
A	6	3	8	17
B	3	5	1	9
C	0	0	0	0
－	0	0	1	1

※「年度ごとの進捗の評価」は、現行計画における各年度の進行管理のなかで行っており、区分は以下のとおりである。

A：前倒し B：順調 C：遅れ D：休止 E：停止

3 継続性評価の基準

① 社会的要求性

国の動向や地域の課題・ニーズの変化を的確に反映しているか
(地域にとって必要性の高い事業か)

② 効果（実績 または 管理指標）

事業による効果はあるか

※表中に「管理指標」とあるのは計画で定めた指標

③ 経済性（市場価格 または 他施策との統合 または 導入による効果削減）

市場価格や他施策との統合、導入による経費削減等の観点から見直し等を行うべきか

④ 潜在的リスクの有無

法改正や排出者への極端な負担増加等の潜在的リスクが存在するか

4 継続性評価

- a : 継続実施が望ましいと判断される事業
b : 一部改善が必要な事業
c : 抜本的な見直し改定が必要な事業
d : 終了することが望ましいと判断される事業

現行計画個別 27 事業 継続性の評価結果				
評 価	基本方針 1 【事業 No.1～9】	基本方針 2 【事業 No.10～17】	基本方針 3 【事業 No.18～27】	合計
a	2	0	4	6
b	6	4	5	15
c	1	4	1	6
d	0	0	0	0

5 各事業の達成評価及び継続性評価について

進捗状況及び評価内容の詳細については、次ページ以降の「個別事業一覧表」に示す。

基本 方針	NO.	具体事業	達成の 評価	継続性 評価
1	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	B	b
	2	3 R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	B	b
	3	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	A	b
	4	料金の見直しによるごみの排出抑制	A	b
	5	生ごみの発生抑制の推進	B	c
	6	国及び他自治体との連携	A	b
	7	きれいなまちづくりの推進	A	a
	8	不法投棄の防止	A	b
	9	C－EMSによる市庁舎等における率先した 3 R の推進	A	a
2	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	B	c
	11	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	A	b
	12	事業所ごみの排出管理・指導の徹底	B	b
	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	B	c
	14	剪定枝等の再資源化の推進	B	b
	15	生ごみの再資源化の推進	B	c
	16	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	A	b
	17	さらなる再資源化品目の検討・推進施策	A	c
3	18	収集運搬体制の合理化	B	b
	19	ごみ出し支援サービスの実施	－	c
	20	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築	A	b
	21	焼却残渣の再生利用の推進	A	b
	22	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進	A	b
	23	最終処分場の適正管理	A	a
	24	安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備	A	a
	25	安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備	A	a
	26	安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備	A	a
	27	適正処理困難物等の処理推進	A	b